

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十五号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第十二条中「イ又はロ」を「イ、ロ又はハ」に改める。

別表第二の二を削る。

別表第七の二のイの表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当の額
四級	五種	四万円
三級	六種	三万五千元

別表第八行政職給料表の部中

職務の級九級及び八級の職員
職務の級七級及び六級の職員
職務の級五級及び四級の職員
職務の級三級の職員のうち人事委員会が定めるもの

を

に改め、同表医療職給料表の部中

職務の級七級及び六級の職員
職務の級五級及び四級の職員
職務の級三級の職員
職務の級二級の職員のうち人事委員会が定めるもの

職務の級七級及び六級の職員
職務の級五級の職員
職務の級四級の職員及び三級の職員のうち人事委員会が定めるもの

を

職務の級五級及び四級の職員
職務の級三級の職員
職務の級二級の職員のうち人事委員会が定めるもの

に改める。

別表第九のロの表中

「ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」を

「ロ 平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

に改め、同表第一号区分の項第一号中「平成十八年四月一日以後適用されている」を「平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「平成十八年四月以後の任期付職員条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」に改め、同表第二号区分の項第一号中「平成十八年四月一日以後適用されている」を「平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「平成十八年四月以後の条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、同項第二号中「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」に改め、同表第四号区分の項第一号から第四号までの規定中「平成十八年四月以後の条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、同項第五号中「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、「平成十八年四月以後の条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、同項第五号中「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」に改め、同表第六号区分の項第一号から第四号までの規定中「平成十八年四月以後の条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、同項第五号中「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」に改め、同表第七号区分の項第一号から第四号までの規定中「平成十八年四月以後の条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、同項第五号中「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の任期付職員条例」に改め、同表第八号区分の項第一号から第四号までの規定中「平成十八年四月以後の条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の条例」に改め、同表の次に次の一表を加える。

ハ 平成二十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号 区分	一 平成二十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成二十八年四月以後の任期付職員条例」という。)第六条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの 二 前号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第二号 区分	一 平成二十八年四月一日以後適用されている条例(以下「平成二十八年四月以後の条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの 二 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第六条第一項の給料表の適用

第三号 区分	<p>を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>三 前二号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 平成二十八年四月以後の条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第六条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>三 前二号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第四号 区分	<p>一 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>四 平成二十八年四月以後の条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>五 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第六条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第五号 区分	<p>一 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成二十八年四月以後の条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>四 平成二十八年四月以後の条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>五 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第六条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第六号 区分	<p>一 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(ロ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成二十八年四月以後の条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p>

第七号 区分	<p>五 平成二十八年四月以後の任期付職員条例第六条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 又は特二級若しくは二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成二十八年四月以後の条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第八号 区分	<p>一 平成二十八年四月以後の条例の教育職給料表(イ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特二級であつたもの(第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 又は二級であつたもの(第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成二十八年四月以後の条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第九号 区分	<p>第一号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「条例」という。)
- 第二条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第九号) 附則第八条の規定を適用する場合には、この人事委員会規則による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則第三条の二及び別

表第二の二の規定の例によるものとする。

(退職手当に関する経過措置)

- 3 条例第二条の規定に基づき、職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号。以下「退職手当条例」という。)第六条の四第一項の規定の例により支給する退職手当の調整額の職員の区分について、この人事委員会規則の施行日(以下「施行日」という。)以後に退職した者のうち、施行日の前日におけるその者の基礎在職期間(退職手当条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)がこの人事委員会規則による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第九口第六号区分の項第三号又は第四号に掲げるものであった者(これらに準ずるものとして人事委員会が認める者を含む。)については、施行日以後における次に掲げる職員に係る基礎在職期間の区分は、改正後の規則第十二条の規定にかかわらず、退職手当条例第六条の四第一項第六号に掲げる区分とする。
 - 一 平成二十八年四月一日以後適用されている条例の行政職給料表の適用を受けていた者
でその属する職務の級が三級であったもの
 - 二 平成二十八年四月一日以後適用されている条例の医療職給料表の適用を受けていた者
でその属する職務の級が三級であったもの